

校内・校外における生活心得（新版）

伊万里市立南波多郷学館 生徒指導担当

【7～9年生対象】

1 校内生活

- (1) 教科書類は、毎日持ち帰る。（学校に留めおいてよい物は学年・教科で指定。一覧表で確認する。）
- (2) 通常清掃活動時、教室で標準服のスカートをジャージやクォーターパンツに着替える。
シャツはクォーターパンツ等の中に入れる。
- (3) 体育館や特別教室等の使用は、授業や部活動時のみとする。委員会活動等で使用する際は、職員室に申し出て鍵を借りて使用する。使用後はきちんと戸締りをして、鍵を確実に返却する。
- (4) 帰りの会終了後は、すみやかに下校準備を済ませて帰宅、または部活動に向かう。下校については、寄り道をしないで、通学路を通ってまっすぐ帰宅する。**校門坂の下で止まらない。**
- (5) 中庭は原則使用禁止。（児童生徒会本部の提案によって使用を検討する。）

2 校内での服装

- (1) 7～9年生は指定の標準服を着用する。身体的都合や家庭的事情がある場合は担任にご相談ください。

【7年生の標準服について】

時期の目安	服装に関して
冬 季 (11月～4月)	学校指定の長袖カッターシャツにブレザー着用。（シャツの裾は中に入れる） （寒い場合は中に学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい） リボンまたはネクタイを必ず着用する。
春秋季 (5月・10月)	学校指定の長袖カッターシャツのみ、もしくはカッターシャツの上にベスト またはセーターを着用。（シャツの裾は中に入れる） リボンまたはネクタイを必ず着用する。
夏 季 (6月～9月)	学校指定の半袖ポロシャツ。 （シャツの裾は中に入れても入れなくてもよい）

※移行期間は設けないので、体調や天候を考慮して判断する。

【8・9年生の標準服について】

時期の目安	パターンA	パターンB
冬 季 (11月～4月)	白の長袖カッターシャツに上衣着用	白の長袖カッターシャツに上衣着用
春秋季 (5月・10月)	白の長袖カッターシャツのみも可	白の長袖カッターシャツの上にベスト着用
夏 季 (6月～9月)	白の半袖開襟シャツ	白の開襟シャツ

※移行期間は設けないので、体調や天候を考慮して判断する。

※カッターシャツの裾は中に入れ、カッターシャツや中着（白色、黒色、紺色、茶色系統）が上着の袖口や裾から出ないようにする。

※寒い場合は中にセーター・カーディガン（白色、黒色、紺色、茶色等の無地）を着用してもよい。

- (2) スカートの丈は、ひざが隠れる程度の長さで着用する。
- (3) ズボンは、腰の位置でベルトを締め、適切な長さで着用する。（裾が床につかないこと）
- (4) 下着は必ず着用し、シャツの上から色・柄・文字等が見えないこと。

- (5) 標準服の下に体操服の上着を着ない。
- (6) 通学靴は、学校指定のものを使用する。名前を記入する。
- (7) 校舎内では上履き（7～9年生は指定の物）を使用する。名前を記入する。
- (8) 靴下は白・黒・紺色の無地とし、ワンポイント（メーカーのロゴマーク）まで認める。靴下の長さは、くるぶしが隠れる程度とする。ストッキング、タイツはベージュ、黒色の無地のみとする。
ルーズソックスは禁止とする。
- (9) 体操服の着用は、体育の授業、部活動、清掃活動時などの決まった時間帯とする。
- (10) 厳冬期の防寒具は、派手でないものを使用し、次のことに留意すれば着用してよい。
※ウィンドブレーカー（部活動で使用しているもの）や学校ジャージなどの防寒具・手袋・マフラー等は登下校時のみ使用し、校舎内では着用しない。
※ マフラーは標準服の上に着用し、事故防止のため、風等にあおられない程度の長さとする。
※ 帽子、耳当ては使用しない。
- (11) 休日・長期休業中などの通学・来校時は、いかなる場合も標準服、体操服、部活動時の服装とし、私服等での通学・来校は禁止とする。
- (12) 体調が悪い場合は担任もしくは教科担当の許可を得て、授業中に標準服の上に学校指定のジャージを着用してもよい。

3 髪型など

- (1) 髪型については、衛生面に気をつけ、学習や運動に支障がないようにする。
[パターン A] ※前髪は目にかからない程度。
※横は耳にかからない程度。
※後ろ髪は襟にかからない程度。
[パターン B] ※前髪は目にかからない程度とする。長い場合はヘアピンでとめる。
横髪は禁止とする。
※後ろ髪は肩の辺りまでとし、それをこえる場合は結ぶか、編む。
(結ぶ位置は耳のあたり)
※ヘアピン、ゴムは目立たないものを使用する。ヘアバンドは禁止。
- (2) 染色、脱色、パーマ等、髪への加工をしない。
しかし、くせ毛で悩んでいる場合は保護者から学校に相談する。
- (3) 整髪料、香料は使わない。
- (4) その他、眉そり、眉抜き等の加工はしない。
- (5) 化粧をしない。(色つきリップクリーム・グロス等を含む。)
- (6) 日焼け止め・汗拭きシートなどは過度に使用せず、無香料のみとする。

【1～9年生対象】

4 所持品

- (1) 通学バッグは、1～6年生はランドセル、7～9年生は指定のファーストバッグとする。(7～9年生のバッグ類につけるキーホルダーなどの装飾品は縦・横・高さ10cm以内のものを1つまでとする。)
- (2) 7～9年生のセカンドバッグは学校指定のものを使用する。平常通学時のセカンドバッグのみの使用は不可。(平常通学時とは、始業式や終業式なども含む)
- (3) カッターナイフ・ナイフ等の刃物等危険物は持ってこない。
- (4) 装飾品や香料等は身につけたり、持ってきたりしない。
- (5) お金、飲食物、漫画本、おもちゃ、時計、AV機器、カメラ、携帯電話、スマートフォン、CD、

トランプ、UNO、ゲーム類など、学習に不必要なものは持ってこない。

- (6) タオル等を頭にかぶったり、首に巻いたりしない。
- (7) 水筒は水またはお茶のみとする。ただし、休日の部活動時は、必要に応じてスポーツドリンクも可。容器等は必ず持ち帰る。(1～6年生はひもつきを使用し、7～9年生もそのまま持ち歩かないようにする。)

5 自転車利用

- (1) 自転車利用については、交通ルールやマナーを守り、安全面に十分注意する。
- (2) 1～6年生の自転車利用区域範囲は次の通りとする。(必ずヘルメットを着用する。)
 - ※ 1, 2年生・・・自宅または自宅周辺
 - ※ 3, 4年生・・・自分の住んでいる地区内
 - ※ 5, 6年生・・・南波多郷学館の校区内
 - ※ 範囲については、家庭においても話し合っておく。また、国道沿いは乗らない。

【以下、7～9年生の自転車通学について】

- (3) 自転車通学をする際は、必ず許可願いを提出する。許可証(ステッカー)をもらって自転車に貼ったもののみ使用可とする。
- (4) ヘルメットを着用し、あご紐をきちんとしめる。
- (5) 派手でない自転車を使用し、自転車への改造・加工・変色等は一切禁止する。
- (6) 自転車通学生は交通ルール・マナーを守り、自転車の安全点検(ライト、ブレーキ、ベル、ペダル等)を常時行う。
- (7) 自転車保険に加入し、防犯登録を行うこと。
- (8) 休日および長期休業中の部活動のための通学時は、許可証(ステッカー)発行をのぞく自転車通学規定の内容を満たせば、自転車通学生以外も通学してよい。ただし、事前に学校(部活動顧問または学級担任)に連絡をしておくこと。
- (9) 通学時は学校前交差点から校門までの道、ミニ体育館から校門までの道は、自転車から降りて、押して歩くこと。部活帰りは、校門から駐車場前の交差点までは押して歩き、その後はスピードや歩行者に気を付けて乗って帰ってもよい。
- (10) 自転車通学規定、交通ルール・マナーを守れない生徒は、自転車通学許可を停止または取り消す。
自転車通学停止期間は3日間とし、その間は保護者の車で送ってもらわず、歩いて登校すること。

6 校外生活

- (1) 携帯電話・スマホ等の所持利用は原則禁止とする。また、インターネット等の利用については十分注意し(情報モラルを守る)、過度の利用を控える。
 - ※ 特に、**情報発信をしない。**
 - ※ 家庭で話し合って、「家庭での利用ルール」等を設けておく。
- (2) ゲームセンター(ゲームコーナー)、カラオケボックス、コンサート、飲食店等への出入りは、保護者同伴のみとする。
- (3) 児童生徒同士や児童生徒のみの夜間外出、外泊、旅行、海水浴、登山等はしない。
(保護者同伴のみ可)
- (4) 川や湖、ため池等での遊泳は禁止。近くを通る場合にも、十分に気を付ける。
- (5) 登下校時、必要以外は店に寄らない。(買い食い等をしない)
- (6) 登下校時、飲食はしない。
- (7) 公民館等の公共施設などを使用する場合は管理者の許可を受け、勝手に遊ばない。
- (8) アルバイト(新聞配達等)は学校に届け出る。ただし学業に支障がない程度のものであるとする。